

平成29年度第5回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成29年8月18日（金）午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（20名中18名：農地部会委員17名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、藤村 守、
海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、
長尾 進、藏重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、
綾城 初江、田戸 洋志、山根 伊都子、安田 敏男
 - (2) 欠席委員（2名）
片山 潤之、中村 敏
 - (3) 事務局
末貞局長・山根副参事・開地副主幹・中川
 - (4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第5回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数17名、欠席委員2名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、徳地地区の永松 之生委員と田戸 洋志委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農地転用事業計画変更承認申請、納税猶予適格者証明、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、及び現況証明についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用諮問事案に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから西へ920mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は96アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ800mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得するものです。

取得後の経営規模は、68アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

事務局開地

議案第3号、江崎です。

申請地は、嘉川地域交流センターから東へ580m及び南東へ900mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、9,851アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

相続人不存在共有者の持ち分を取得し、農業経営の安定化を図るものです。

取得後の経営規模は、106アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第4号について一括で採決を行います。

木原部会長

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは5ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図6ページをお開きください。

議案第5号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南東へ2.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第6号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.2kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農林業を営む者です。

蒔ストーブ用の蒔置場が不足しているため、保管用に倉庫を建設するものです。

また、申請地は、平成24年6月頃に農地法の許可を得ることなく倉庫として造成されたものですが北部地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第7号、葵二丁目です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ1.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地周辺は、住環境に恵まれた地域で需要が見込めるため、共同住宅を建

事務局開地

設するものです。

以上が農地法第4条申請に係る議案説明でございます。

なお、議案第5号につきましては、申請者より太陽光発電設備におけるパネル設置面積を変更したいとの申し出がありました。参考位置図は6ページになります。

内容につきましては、3158番1の北側に太陽光パネルを設置可能な場所があり、申請地を有効活用するため、パネル設置面積を増加し売電事業を拡大するものです。今現在で事業計画書や土地利用計画図等の変更書類が整っていないため継続審議とするものです。

なお、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題ございません。

また、農地法第4条の議案第6号及び第7号につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

議案第5号につきましては、ただいま事務局の説明のとおり、パネル面積変更のため継続審議を要するとの報告を受けております。

議案第6号及び第7号につきましては、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審

木原部会長

議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました、議案第5号についての採決を行います。議案第5号について、継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第5号の農地法第4条に係る申請については、継続審議といたします。

続きまして、議案第6号及び議案第7号について、一括で採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、8ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図9ページをお開きください。

議案8号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ2.7kmに位置する農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農業協同組合です。

水稻苗の需要の急増に伴い、配送等の拠点として利便性の高い申請地を取得して、育苗センターを整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

事務局開地

議案9号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ5.7kmに位置する農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農業経営規模の拡大に伴い、申請地を借り受け、作業場と苗床置場を設けるものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第10号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、道路舗装業を営む法人です。

既存の駐車場が手狭なため事務所に近い申請地を取得し、来客者用駐車場を整備するものです。

議案第11号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第12号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都港区内に本店を有し、健康食品加工販売業を営む法人です。

健康食品の需要が増え事業を拡大するため、申請地を借り受け、作業場を整備するものです。

議案第13号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大

事務局開地

を図るものです。

議案第14号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、島根県浜田市内に居住する、太陽光発電事業者です。

日照条件の良い申請地を取得し太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第15号、若宮町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ410mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の分譲地も好評で、今後も需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第16号、朝田です。

申請地は、JR仁保津駅から北東へ900mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在の住居が手狭なため、通勤の利便性が高く、妻の実家に近い申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第17号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南へ1.0kmに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、周南市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み、人口が増加傾向にあり需要が見込めるため、共同住宅を建設し事業拡大を図るものです。

議案第18号、黒川です。

申請地は、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、防府市内に居住し、不動産業を営む者です。

申請地周辺は交通の便が良く、病院、公共機関へのアクセスも容易で、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時

事務局開地

施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第19号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから東へ1 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、宗教法人です。

神社に参拝する者の為、駐車場として造成するものです。

議案第20号、嘉川です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ1.6 kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいで、家族も増え手狭になったため自己用住宅を建設するものです。

議案第21号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3 kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第22号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ580 mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する、会社員です。

申請地の近くに勤務地があり、交通の便が良いため、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第23号、小郡上郷です。

申請地は、JR上郷駅から南東へ740 mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、老人福祉事業を営む法人です。

事務局開地

申請地の北側に福祉複合施設を開設しているが、利用者が増えたため、デイサービス棟を建設し経営規模の拡大を図るものです。

議案第24号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から北西へ640mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、学校法人です。

現在の園地周辺の都市化が進み、敷地拡張が困難で、園児送迎用と行事時の駐車場が十分に確保できず不便なため、申請地に移転し事業規模の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北東へ210mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、防府市内に居住し、接客業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第26号、阿東徳佐上です。

申請地は、阿東総合支所から東へ1.7kmに位置する、農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

農機具の大型化、台数増に伴い格納する施設が必要となったため、既存施設の近隣に建設するものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

木原部会長

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

なお、議案の第10号につきましては、利害関係者に当たる蔵重委員がいらっしゃいますので、他の議案と切り離して、最初に議案第10号の審議を行います。

恐れ入りますが、蔵重委員は、この議案の採決終了まで御退席をお願いします。(事務局の誘導により、蔵重委員、退席)

それでは第10号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で第10号の議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました第10号について採決を行います。

第10号議案について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました議案第10号議案について、許可といたします。

それでは、以後の議案につきましては、蔵重委員の審議参加を認めます。蔵重委員の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、蔵重委員入場)

引き続き、農地法第5条に係る、第10号議案以外の審議を行います。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第8号、議

木原部会長

案第 9 号及び議案第 1 1 号から議案第 2 6 号について、一括で採決を行います。

農地法第 5 条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第 5 条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局開地

それでは、21 ページをご覧ください。
合わせて参考位置図 28 ページをお開きください。

議案第 2 7 号、鑄銭司事業計画変更です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから北へ 1.9 km に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に支店を有し、建設業を営む法人です。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日付で、山陽新幹線高架橋工事の資材置場を目的とした農地法第 5 条の許可を受け、平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日までの一時転用を予定していたが、補修箇所が増えたことにより期間延長をするものです。

また、現場事務所等の設置については、現在、隣接する 4 6 3 5 番及び 4 6 3 6 番に現場事務所が設置されていますが、一時転用期間が、平成 2 9 年 9 月 3 0 日となっており、現場事務所等が必要なため、移設するものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法において、立地基準に適合しており、また、一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題がないため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において審議に付され、議案審査票に

木原部会長 おいて、立地許可基準および一般許可基準にもとづく現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。
担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、以上で事業計画変更に係る申請についての議案審議を終わります。
それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました事業計画変更に係る議案第27号について採決を行います。
事業計画変更について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、ただいま審議いたしました、事業計画変更に係る申請について、承認といたします。

それでは次に、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。
事務局より説明をお願いします。

事務局開地 それでは、22ページをご覧ください。
合わせて参考位置図29ページをお開きください。

議案第28号、北部、納税猶予適格者証明です。
申請地は、山口インターチェンジから北へ1.1から1.2kmに位置する、用途区域内にある第3種農地です。
申請人は、市内に居住する、農業兼団体職員です。
父の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

議案第29号、平井、納税猶予適格者証明です。
申請地は、平川地域交流センターから北東へ780～810mに位置する、用途区域内にある第3種農地です。

事務局開地

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。
父の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。
御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。
この議案は先日地区協議会において審議に付され、特に意見なしとの報告を受けております。
それでは、審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で納税猶予適格者証明についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。ただいま審議しました議案第28号及び議案第29号の納税猶予適格者証明に係る申請について採決を行います。

納税猶予適格者証明に係る申請について、証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第28号及び議案第29号の納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、24ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第30号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計206筆410、451㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的

事務局開地	<p>な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>
木原部会長	<p>ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願ひします。</p> <p>【なし】</p>
木原部会長	<p>特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。</p> <p>決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【委員挙手（多数）】</p>
木原部会長	<p>挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。</p> <p>それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。</p> <p>議案説明を事務局よりお願ひします。</p>
事務局開地	<p>それでは、25ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。</p> <p>議案第31号です。</p> <p>地区協議会において協議していただいたとおりで、合計201筆、405、405㎡でございます。</p> <p>計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>
木原部会長	<p>ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願ひします。</p> <p>【なし】</p>
木原部会長	<p>特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画</p>

木原部会長

について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします

事務局開地

それでは、26ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図33ページをお開きください。

議案第32号、朝田です。

登記地目が田の土地1筆、10㎡については、昭和55年頃より公会堂敷地の一部として利用されていたが、平成8年4月以降、山口オーノ・ニット株式会社の工場敷地の一部として利用されており、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第33号、名田島です。

登記地目が田の土地2筆、162㎡については、昭和58年以前から隣接する2797番及び2797番1の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第34号、秋穂西です。

登記地目が畑の土地1筆、49㎡については、昭和45年頃から公衆用道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年月日不詳で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第35号、秋穂西です。

登記地目が畑の土地1筆、819㎡については、昭和49年頃から建物敷地及び漁具置場として利用され、現在に至るものです。

事務局開地

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第36号 阿知須です。

登記地目が畑の土地2筆、計18.45㎡については、昭和59年に隣接する宅地の居宅を増築した際に、敷地の一部として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願ひします。

【なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第32号から議案第36号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願ひします。

事務局開地

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。

7月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の諮問事案については、記載のとおりです。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたらお願ひします。

【なし】

木原部会長

それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。慎重な御審議ありがとうございました。

以上、平成29年度第5回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成29年8月18日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部会長 木原 義則 印

署名委員 永松 之生 印

署名委員 田戸 洋志 印

記録者 中川 正恵 印